

第4次守山市人権尊重のまちづくり総合推進計画 【2021年度～2030年度】

— 概要版 —

じんけん
人権とは、すべての人が生まれながらに持っている、自分らしく幸せに生きるための基本的な権利です。

本計画は、一人ひとりがお互いの人権を大切にし、認め合い、あらゆる差別のない守山市にするために必要な考え方や施策の方向性を示したものです。

人権をおもんじ 信頼しあえるまち守山

人権を相互に認め合い差別をなくし
人権を尊重するまちの実現に向けて



守山市人権尊重都市宣言
シンボルマーク

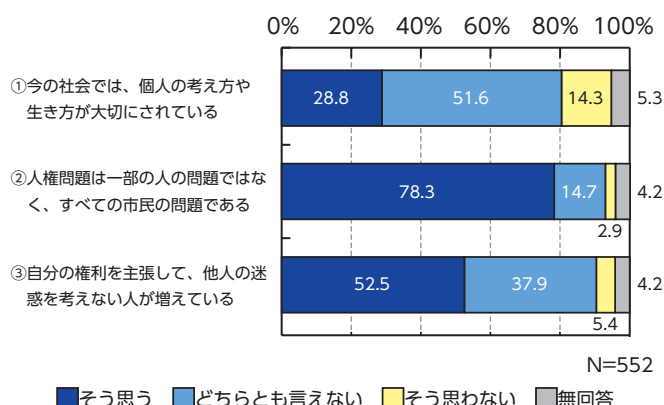
1. 守山市における人権問題に対する意識の現状

人権・同和問題に関する市民意識調査(2019年7月実施)より

①人権に関する意識について

「人権問題は一部の人の問題ではなく、すべての市民の問題である」と考える人が約8割となっています。

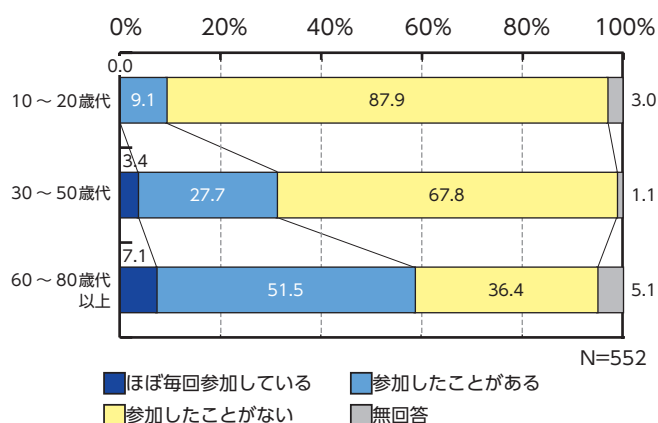
あらゆる人権問題を、他人事ではなく、自分事として考えることで、差別をなくしていくことができます。また、個人の権利を主張するのではなく、お互いの人権を尊重しあうことが大切です。



②市や自治会における人権についての研修会への参加状況

お互いの人権を尊重し、差別をなくしていくためには、人権について繰り返し正しい知識を身につけることと、差別問題に出会ったときに間違いを指摘できる力を育むことが大切です。

調査から、特に若年層の研修会への参加率が低いという結果が明らかになっているため、研修会の内容や周知方法に一層の工夫を図ることが求められています。



2. 計画策定の趣旨

これまで守山市では、「守山市人権尊重都市宣言」(1995年9月)や、「守山市人権尊重のまちづくり条例」(1996年7月制定)に基づき、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、人権を尊重するまちづくりの実現に向け、「第3次守山市人権尊重のまちづくり総合推進計画」(2011年)を策定し、人権施策の推進に総合的に取り組んできました。

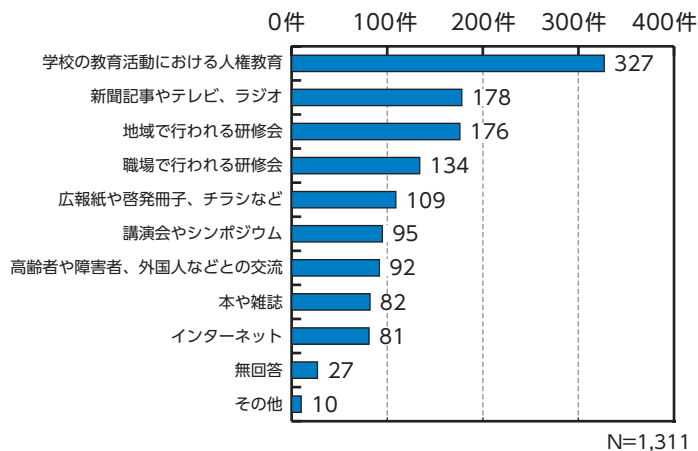
しかし、社会生活においてさまざまな差別や偏見がいまだ存在するとともに、インターネットの急速な普及や新型コロナウイルス感染症の感染拡大などの社会情勢の変化、少子高齢化や国際化の進展などの社会構造の複雑化に伴い、インターネット上への差別書き込みや虐待、ヘイトスピーチ等が大きな問題となっており、さらに、各種ハラスメント、性的指向・性自認に関する偏見、新型コロナウイルス感染症に関する差別などの新たな人権課題も発生しています。

このような社会的背景や、国・県の動向をふまえ、本市における人権に関する施策をさらに総合的・効果的に行うため、本計画を策定しました。

③人権についての理解を深めるために役立つと思うもの

すべての年代において、「学校の教育活動における人権教育」が役立つと考える人が最も多くなっていました。

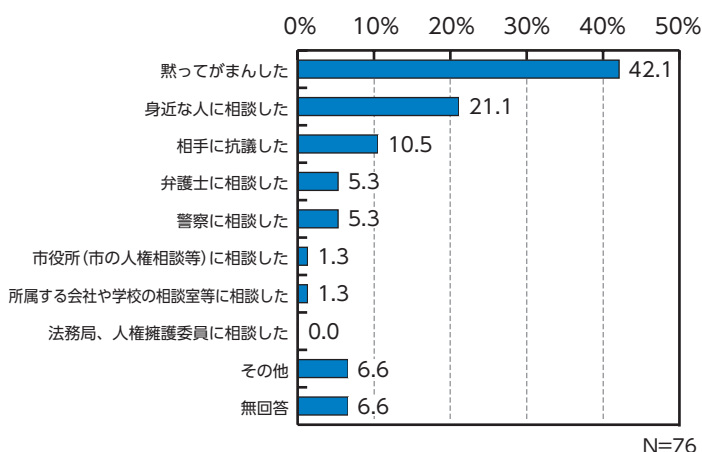
また、若年層では「職場で行われる研修会」や「インターネット」、高齢層では「地域で行われる研修会」と答えた人が比較的多く、年齢層に合わせた多様な学習機会や情報提供のあり方が求められていることがうかがえます。



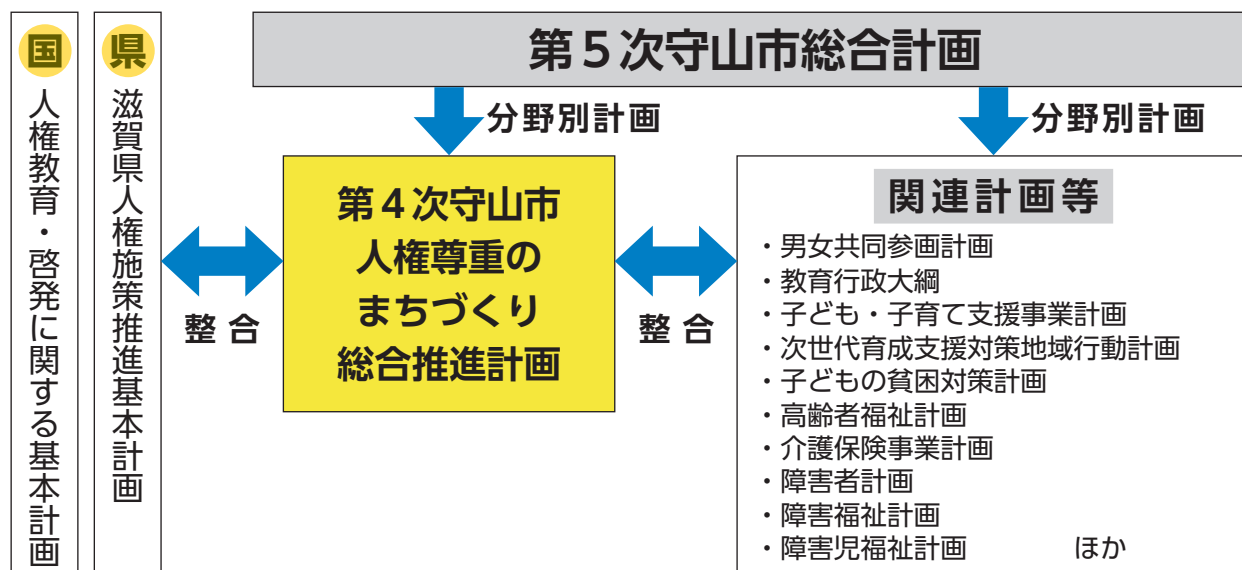
④人権侵害を受けたときにとった態度について

5年以内に自身が人権侵害を受けたことがある、と回答した人に、そのときどのような態度をとったか聞いたところ、「黙ってがまんした」人が最も多いという結果となっていました。

市の人権相談や、他の機関が行っている人権相談の窓口を広く周知し、ひとりではがまんせずに悩みを打ち明けられるようにする必要があります。



3. 計画の位置づけ



4.計画の体系

【基本理念】人権をおもんじ 信頼しあえるまち

人権を相互に認め合い 差別をなくし 人権を尊重するまちの実現

【基本目標】

- ★ 1. 人権意識の高揚をめざすまちづくり
人権教育と人権啓発の機会を拡充し、市民の人権意識を高めます。
- ★ 2. 人権を擁護するまちづくり
相談・支援体制の充実と相談先の情報提供を図り、市民の人権を守ります。
- ★ 3. 人権を大切にし差別をしない、差別を許さないまちづくり
人権問題を自分事として考え、自ら差別をなくす行動をとれる力を育みます。

人権に関する分野ごとの施策(P 4～6)

基本施策(全分野にわたる施策)

【人権教育・人権啓発の推進】

- あらゆる機会を通じた人権教育・啓発を推進します。
- さまざまな出会いや交流から学び、人権意識を高めます。
- 学びを深める参加・体験型の学習や、社会情勢・対象者に合わせた内容など、学習手法や内容の工夫を図ります。

【相談・支援体制の充実】

- さまざまな機会を活用し、相談窓口の周知を図ります。
- 相談員の資質の向上に努めます。
- 人権擁護委員や他の関係機関との連携を充実させます。

【人権尊重を基調とする総合施策の推進】

- 企画から実施まで、人権尊重の視点に立った施策の推進に努めます。
- 市民の基本的な人権を尊重し、市の保有する個人情報の保護に留意します。
- 研修の実施により、職員の資質の向上を図ります。

5.分野別施策の推進

同和問題

忌避意識（同和地区を避けようとする意識）による結婚・就職の際の身元調査や土地差別、インターネット上での差別情報や差別発言の書き込みの拡散が全国的に生じているほか、本市においても^{せんしやうご}賤称語を用いた誹謗中傷が今もなお発生しています。

2016年に施行された「部落差別解消推進法」に基づき、同和問題の歴史や差別の実態について正しく理解し、自ら差別をなくす行動をとれるよう、実践力を培う必要があります。

施策の方向

- **学校・園、地域における人権・同和教育の推進および充実**
それぞれの発達段階に応じた取組、地域に根差した取組を進めます。
- **企業・事業所における人権意識の向上**
研修機会の提供や、公正な採用選考システムの徹底を図ります。
- **市民に対する啓発活動の充実**
あらゆる世代に効果的に啓発が行き届くよう、啓発手法を工夫します。
- **えせ同和行為の排除**
- **事前登録型本人通知制度の周知・啓発**

女性の人権

男性と女性が対等なパートナーとして社会のあらゆる分野に参画し、互いの人権を尊重し、喜びも責任も分かち合う男女共同参画社会を実現するため、今なお根深い固定的な性別役割分担意識の解消に向けた学習機会の提供が必要です。また、異性から暴力を受けた際の相談体制の充実のため、「女性・男性の悩み相談」などの相談窓口の認知度の向上や関係機関とのさらなる連携強化も求められています。

施策の方向

- **女性に対するあらゆる暴力防止の推進**
セクハラ、DV、性犯罪などの身体的、性的、精神的な暴力から女性を守るため、関係機関との連携を図り、相談・保護・自立支援の取組の強化と社会意識の向上を図ります。
- **政策・方針決定過程への女性の参画拡大**
女性の積極的な参画促進と、審議会委員等の女性登用率の向上に取り組めます。
- **固定的な性別役割分担意識の解消**
家庭、地域、学校、職場等において啓発・学習機会の提供を行い、男女平等・男女共同参画の意識の向上を図ります。

子どもの人権

児童虐待や子どもの貧困、SNSトラブルやいじめ、不登校などの問題に対し、児童生徒が相談しやすい環境づくりに取り組むとともに、学校・家庭が連携して問題の早期発見・早期対応を図ることが求められています。「子ども・子育て応援プラン2020」や「第2期守山市教育行政大綱」に基づき、次世代を担う子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう、包括的に施策を進めていく必要があります。

施策の方向

- **虐待やいじめの未然防止・早期発見・早期対応の推進**
- **不登校・学校不適応の児童・生徒に対する支援の充実**
- **子どもの貧困対策の推進**
保健・福祉・教育分野等が連動し、切れ目のない支援を行います。
- **子どもの権利の普及・啓発、子どもの意見が尊重される社会環境づくりの推進**
子ども自身が自立する力を支え、自ら意見を表明できる機会の提供に努めます。
- **子育て支援の推進・充実**

障害者の人権

国において2016年4月に「障害者差別解消法」、県において2019年10月に「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」が施行され、「障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止」「合理的配慮の提供」がすべての人に義務付けられました。

「もりやま障害福祉プラン2021」に基づき、物理的障壁や、障害者に対する偏見による心理的差別の解消、障害者の地域における自立した生活の支援に取り組むとともに、関係機関と連携し、虐待防止体制の構築や相談窓口の充実も図る必要があります。

施策の方向

- **虐待の未然防止・早期発見・早期対応の推進**
- **権利擁護の充実**
判断能力が十分でない人の財産面、身体・精神面の権利侵害の相談事業を充実します。
- **障害を理由とする差別の解消**
不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供について啓発します。
- **ユニバーサルデザインの促進**
- **地域における社会的・経済的に自立した生活の支援**
- **ノーマライゼーションの理念等の普及**
住み慣れた地域社会で、障害者も健常者も共に助け合いながら生活するまちを目指します。

高齢者の人権

2025年には団塊の世代が75歳以上、2040年には団塊ジュニア世代が65歳以上となり、高齢者人口がピークを迎えます。本市では、2020年4月1日現在の高齢化率は21.8%となっており、国、県に比べ低い状況ですが、今後急激に高齢化が進むと予測されます。「守山いきいきプラン2021」に基づき、高齢者が住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるまちづくりを進めるとともに、高齢者や認知症の人にかかるセーフティネットの構築を図り、関係機関と連携して虐待の早期発見・早期対応、介護者への支援の充実を図る必要があります。

施策の方向

- **虐待の未然防止・早期発見・早期対応の推進**
- **認知症の人等への支援**
認知症の人や家族に対する支援の充実、認知症に対する市民の理解の促進に努めます。
- **ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯の支援**
地域見守りネットワークの構築を図ります。
- **ユニバーサルデザインの促進**
- **福祉・介護サービスの充実**
- **社会参画の促進**
活躍・交流できる居場所づくりや、生きがいづくりに取り組みます。

外国人の人権

2016年6月に「ヘイトスピーチ解消法」が施行され、国籍、人種、民族等を理由とした不当な差別的言動の解消に向けた取組が求められています。

本市に暮らす外国人は総人口の1%強ですが、近年は増加傾向にあります。多文化共生社会の構築に向け、関係機関やボランティアと連携して、情報の提供やきめ細やかな支援に取り組む必要があります。

施策の方向

- **偏見、差別意識の解消**
- **外国語による情報提供、日本語指導の推進**
- **就労支援**
- **多文化共生社会・国際理解の推進**
多様な価値観を認め、支え合って暮らせるまちをめざし、相互理解の促進に努めます。
- **外国人児童・生徒への教育**
- **国際理解教育の推進**

患者の人権

2020年以降、「新型コロナウイルス」の感染拡大に伴い、罹患者や医療従事者、その家族などに対する誹謗中傷や差別が発生しています。

新型コロナウイルス感染症やHIV感染症、ハンセン病、難病等に対する正しい知識の普及、理解に向けた教育・啓発が必要です。

施策の方向

●患者等に対する差別の解消

罹患者、その家族や医療従事者等の基本的人権が尊重されるよう、教育・啓発に努めます。

●感染症に関する正しい知識の普及・啓発

性的指向・性自認等

好きになる性の対象や有無（性的指向）、どのような性を自分らしいと感じるか（性自認）は人それぞれで、多様な性のあり方があります。多数派と異なる性のあり方の人に対する無理解や偏見、アウティング（本人が意図しない暴露）をなくすため、正しい理解と認識を深めるための教育・啓発が求められています。

施策の方向

●啓発活動の推進

誰もが自分の性のあり方を尊重され、自分らしく生きられるまちをめざし、教育・啓発に努めます。

●子どもに対する教育の充実

小・中学校等で、正しい理解と認識を深める教育を実施します。

インターネットによる人権侵害

インターネット社会の急速な進展とともに、プライバシーの侵害や誹謗中傷の書き込みなどの人権侵害が問題となっています。情報モラルについての正しい理解を深める教育・啓発を推進するとともに、関係機関と連携を図り、人権侵害が発生したときの適切な相談・対応体制を整える必要があります。

施策の方向

●関係機関との連携による対応

インターネット上での人権侵害や個人情報流出に対して、関係機関と連携を図り迅速な対応に努めます。

●啓発・広報の推進

●子どもに対する教育の充実

●職員・教職員等の研修の充実

インターネット上での人権侵害が発生したときに適切な対応がとれるよう、研修を実施します。

さまざまな人権問題

- 災害発生時の人権問題
- ホームレスの人権
- 犯罪被害者とその家族の人権
- 刑を終えて出所した人とその家族の人権
- 北朝鮮拉致被害者の人権
- アイヌの人々の人権

施策の方向

社会情勢の変化に伴い、社会的に少数であったり、援助を必要としたりする人々に対する偏見や誤解から、さまざまな人権問題が生じています。あらゆる人権問題について、正しい理解と認識を深めるため、啓発や学習機会の提供に努めます。

✿困ったときは、ひとりで悩まないで、まず相談を✿

【主な相談窓口】

相談形態 ☎：電話相談 ☎：FAX相談 人：面接相談

相談内容	相談形態	相談先・担当課など	連絡先など
人権全般・同和問題	☎ ☎	人権相談室 【(公財) 滋賀県人権センター】	077-527-3885 (FAX も同じ)
	人	人権擁護委員による人権相談(人権政策課)	077-582-1116
家庭内の問題、職場や 地域の人間関係、DVなど	人	女性の悩み相談 (人権政策課)	077-582-1116 (予約受付)
	人	男性の悩み相談 (人権政策課)	077-582-1116 (予約受付)
DV、セクハラ、虐待、 家庭内暴力に関する事	☎ 人	こども家庭相談課	077-582-1159
	☎	県立男女共同参画センター	0748-37-8739
	☎	県中央子ども家庭相談センター (女性相談)	077-564-7867
	☎	女性の人権ホットライン	0570-070-810 (最寄りの法務局につながります)
いじめ、子どもの人権に 関すること	☎	子どもの人権 110 番	0120-007-110 (最寄りの法務局につながります)
児童虐待の通告	☎	児童相談所全国共通ダイヤル	189
障害に関する事	☎	障害福祉課	077-582-1168
障害者の権利擁護に関する事	☎	障害者 110 番 【県権利擁護センター】	077-566-0110
高齢者に関する事	☎	地域包括支援センター	077-581-0330
外国人に関する事	☎	外国語人権相談ダイヤル	0570-090-911 (多言語対応)
	☎ ☎	国際交流協会	077-583-4653 (FAX も同じ)
就労に関する事	☎	商工観光課	077-582-1131
	☎	生活支援相談課	077-582-1161
消費生活・多重債務	☎	生活支援相談課	077-582-1161
こころの悩み	☎	こころの電話相談 【県立精神保健福祉センター】	077-567-5560

✿どこに相談すればいいのかわからない場合は、
市人権政策課(下記)までご連絡ください。

✿上記以外にも多くの相談窓口があります。
相談先の最新情報や実施日時は、広報や
市・県ホームページをご覧ください。



市ホームページ



県ホームページ

発行年月：2021年(令和3年)3月

発行：守山市総合政策部人権政策課

〒524-8585 滋賀県守山市吉身二丁目5番22号

TEL：077-582-1116 FAX：077-582-0539

E-Mail jinkenseisaku@city.moriyama.lg.jp